

吉田神社の「こかん名義の裁許状」考 森本筑前守の介入と「天理教」の神道化

『御水屋敷人足社略伝』

両人はつゝしみて云はるゝに国法のありて、御許可なきものは人を集め祈念祈祷の出来ぬ事なる故、われ／＼宜しく其手続をいたし御水や御守を人に与へる事もまた御老体においても公然に人助けのできるように取りはからい申しあげたし、依て我々に御まかせありたしと老婆の御機嫌をとりしに、老婆にもだん／＼と神様の御話ありて此屋敷のことにいたりし時、神様御下りにて

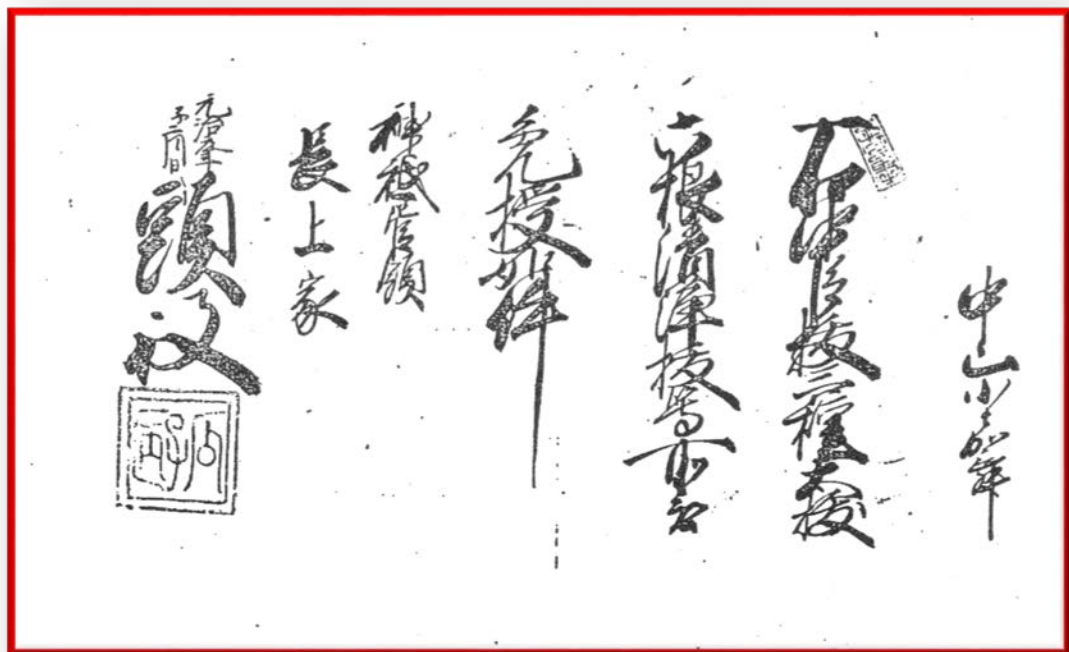
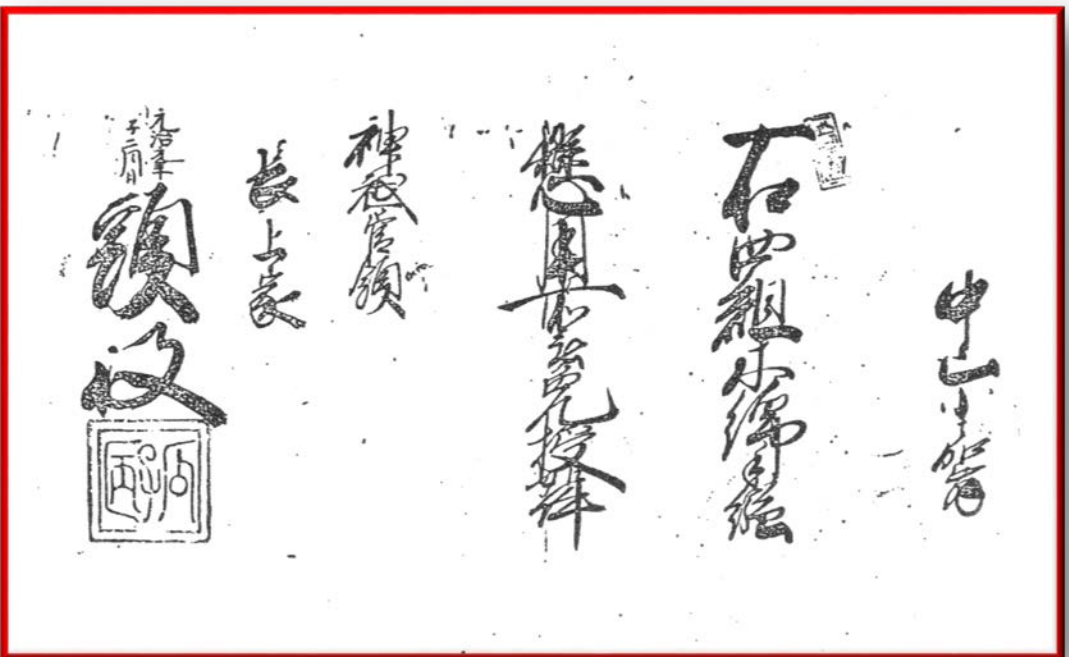
さあ／＼この屋敷をこうずい場所、水屋敷といういんねんをつけおくとの御言葉に、然らば之より京都へ上り吉田御殿へ両所の御願いたします。此納金とて老婆より五両、飯田家より三両受取帰られたり老婆には彼等は金がほしいのやから、マーまかしておいたがよいと笑いおられしが、程もなく御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり。此時より左の御守りを参詣人に渡すことゝなり。時は文久四年子の四月なり（文久四年二月改元元治元年一八六四）

この二通の許しというは吉田より出てたるにあらず古川豊後が私利を貪らん悪意より偽証をつくり渡したるに此こと早くも総取締守屋筑前の耳に入り云々ありたる事は略す。

『御水屋敷人足社略伝』に書かれている「奉書へ立派にかゝれしを二通」とある吉田神社の裁許状が昭和56（1981）年に村屋（天理教内では「守屋神社」が通例使われている）神社の古文書の中から見つかった。

見つかった経緯を紹介しながら、『・・・人足社略伝』にある手数料としての8両とか、偽物といわれていること、森本（守屋）筑前にこのことが伝わったことなどを通して、「天理教」の中でこの文書が持つ意味を考えてみよう。

京都の吉田神祇管領が発行した
とされる裁許状（祈禱許可証）



中山小嘉舞
右四組木綿手纏
縣用当所能免授如
件
神祇管領
長上家
元治元年
子二月 頭役 ①

中山小嘉舞
右中臣祓 三種太祓
六根清浄祓 当所能
免授如件
神祇管領
長上家
元治元年
子二月 頭役 ①

こかん裁許状の中身

それはどのような許可だったかといいますと、中臣の祓い・三種の大祓い・六根清浄の祓いの行事を許可するという許可書だったのです。

その許可をするときに木綿手纏(ゆうたすき)を掛ける許可と二枚の許可書が出ていたのです。

中臣の祓いというのは天皇神道の中心でありました中臣氏の神道でして神道的宗教行事をいうのです。

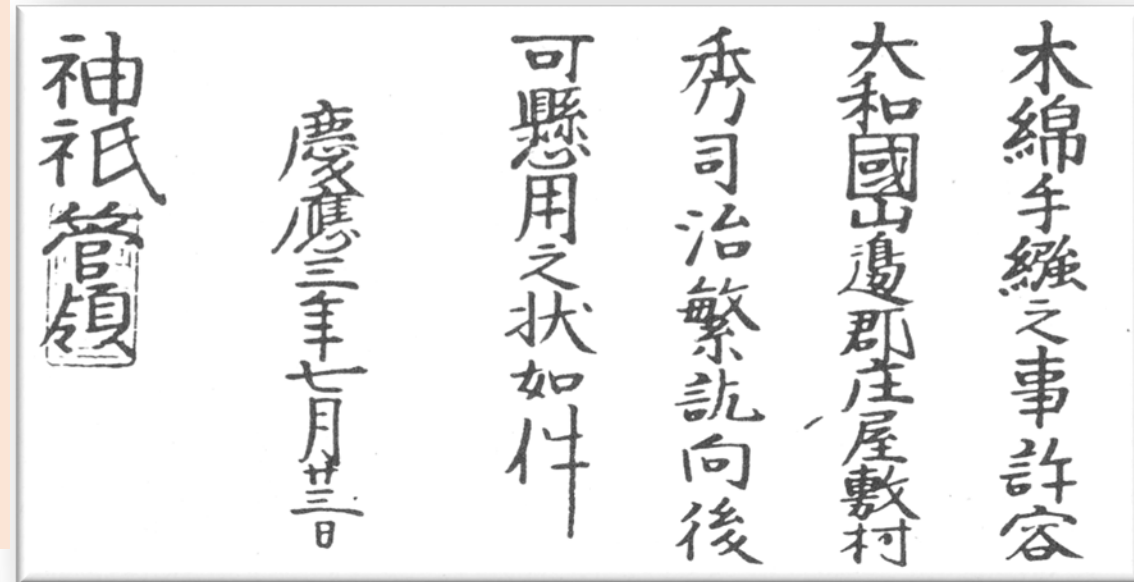
三種の大祓いというのは修験道です。修験道というのは中国でいえば道教のようなものでして、道教的な日本の宗教なのです。修験道の人たちは神道も仏教もなかった頃の真理の教が修験道であるという言い方をしているのです。

六根清浄の祓いは「菩薩位」と仏教の天台の方では幕末に言っておりました。六根清浄というのは人間の六つの感官、眼耳鼻舌身意が清らかになる事をいまして、それを綺麗にすると菩薩の心境になるということから「菩薩位」と呼んでいたのです。

神道・修験道・仏教の行事を全て行なっても良いという許可が吉田神祇管領から出ていたのです。(『ほんあづま』No432.P6.2005.八島英雄)

吉田神祇管領から秀司に与えられた布教を公認する旨の書状二通。／下段の書状は、山伏や僧侶や神官らの攻撃をさけるために吉田神祇管領より許可をうけたもので、教導職を与えられたことを意味する。／文中の木綿手纏とは、神にかえる際にかける白いたすきのこと。

【参考】慶応三年秀司名儀の裁許状



吉田神社の裁許状は、昭和56年6月に修養科の一期講師として天理に滞在していた東王京布教所の小松崎氏が、村屋神社の宮司からその存在を知らされ、確認し、天理教教会本部の史料集成部に渡したものである。

その経緯は、「東王京」という布教所の機関紙に記されている。数年前に小松崎氏はお亡くなりになり、その経緯を知っている方も少なくなっているかと思うので、ここに全文を載せておきます。

東王京

中山小松崎の裁許状(一)

「百家を要したものを文字というが、その中には霊的な生命さえ感ずるものがある。」

それは、元暦元年(一八六四)に若き神といわれた小松崎が、京都の吉田神社拝橋家より頂いた、幻の裁許状(神道布教所通称「二通が、百十七年ぶりに私の眼前に現われたのである。」

そんなことなど天理教人として誰が考えたであろうか。正に、吉田の

後の天理教祖伝研究者の上で、大きなハイブレーションを与えたのである。

その出所のエピソードを、お話ししよう。

昭和56年6月22日(日)、第一回目の修養科神伝講師の折、天理市に隣接する磯城郡田原本町蔵の中島宮司の紹介で、同町蔵の村屋神社(正式には、村屋坐落宮比売神社)で、天理教関係の啓動には、守屋神

宮司、守屋慶尚先生(物部守屋の66代目の孫)に知遇を得ていたので、守屋宮前守の資料を見せて頂くべく、強請をする。

守屋「いや、小松崎さん、あんたは誰かいんですよ。田原本町史編集の依頼がようやく届きましたので、当神社の古文書をこの一年間で、元皇立流教々長の吉田宗治郎先生がすっかり整理してくれました。そうしましたら、小松さんの資料が一筆出て来たのです。」



天理教の資料は、先代の宮司が、史料集成部の「111」先生と友人だった関係上、殆んど天理図書館に入れておきました。そのうちに『守屋文庫』として揮毫出来るようにすると約束されましたが、今の処はまだ図書館で整理がつかないのでしょうか。

その後、何人もの先生が見えて、何か資料はないかといわれましたが、満期特に添えなかったのです。

東王京

中山小松崎の裁許状(二)

昭和56年7月5日(日)は、記録すべき日であったが、その後、史料集成部からは何の音もなく、天理時報にもニュースとしては取り上げられていなかった。あれ程、興奮して受け取られた史料集成部の……

先生はとうとう判断されているのだらうか。この貴重な資料に対して本館の厚謝を知りたいが、これは後の楽しみとして、徳田福助一回は、そのコピーを絶望的に……の袋に封入して、捨てた。

その時、この裁許状の複製や、専門家に依頼したところ、次の通りであった。

- 中山小松崎
- 古四組木部年輪断層学研究所
- 徳田福助
- 徳田福助
- 知上謙

元暦元年 夏 復 印

中山小松崎

- 古四組木部年輪断層学研究所
- 六根町事務所 三所能
- 免状印件

元暦元年 夏 復 印

この裁許状にらき、その後も各方面に当たって見たが、中々、明解な答が得られないまま、丸一年が経った。その頃、手元にあった

御水産野人足社時伝記

という古文書のコピーを、本文が解説して、一冊の本に纏めてくれた。あったのだが、それを読んで血の気がサーッと引いていくのが判る程の驚愕を覚えたのである。

それは、水産野人事件で、異議者とされた徳田正治郎の伝記を元徳町支教会の飯倉野人(宗徳)とす。埼玉県熊谷市住むが、感戴を以て明治30年に書き記したのであった。

飯田岩部部については、天理教史修養年表には、明治30年、飯田岩部部(岩部)とあり、私は只、単に「ライメイジが心に燃っていただけで、詳しくは知る由もなかった。しかし、その本より伝わって来たニュアンスは、右派の歴史家という感じが全くなく、文久・元禄年間の教祖の語彙／＼としたお伽の状況の中に、教祖より「八尾」の理を

昭和56年6月28日、村屋神社の宮司に何か資料を見せてほしいと電話したところ、最近、こかんさんの資料が出てきたと教えてくれた。

言霊を表わしたものを文字というが、その中には霊的な生命さえ感ずるものがある。

それは、元治元年(一八六四)に若き神といわれた小寒様が、京都の吉田神祇管領家より頂いた、幻の裁許状(神道布教許可証)二通が、百十七年ぶりに私共の眼前に現われたのである。

そんなことなど天理教人として誰が考えたであらうか。正に、青天の霹靂の如き響をもって、教祖百年祭後の天理教教祖伝研究者の上に、大きなバイブレーションを与えたのである。

その出現のエピソードを、お話ししよう。

昭和56年6月28日(日)、第1回目の修養科講師の折、天理市に隣接する磯城郡田原本町鍵の中島富雄氏の紹介で、同町蔵堂の村屋神社(正式には、村屋坐弥富津比売神社で、天理教関係の書物には、守屋神社と出ているが、これは間違い)の宮司、守屋廣尚先生(物部守屋の66代目の孫)に知遇を得ていたので、守屋筑前守の資料を見せて頂くべく電話をすると守屋「いや、小松崎さん、あんたは運がいいですよ。田原本町史編纂の気運がようやく高まったので、当神社の古文書をこの一年間に、元県立高校々長の吉田栄治郎先生がすっかり整理してくれました。そうしましたら、小寒さんの資料が一部出て来たのです。天理教の資料は、先代の宮司が、史料集成部の上○嘉○先生と友人だった関係上、殆んど天理図書館に入れたそうです。そのうちに『守屋文庫』として拝観出来るようにすると約束されましたが、今の処はまだ図書館で整理がつかないのでしょう。その後、何人もの先生が見えて、何か資料はないかといわれましたが御期待に添えなかったのです。それが、今度、目録が出来たのです。す。すぐ来られませんか。」

という、びっくりするような返事。

私は修養科生に、守屋筑前守の直筆の古文書を写真にして見せたいと思っていたので、小寒様の資料と聞いて胸が踊った。小寒様といえば、天保9年10月、母親であるおやさまが月日のやしろとなられた時は、生后十一ヶ月の乳のみ児であった。

もの心つく以前より、月日のやしろとなられた母と生活を共にし、常人とは思われない母の姿の中から、次第に、実の神を認識していったのである。そして、将来は、若き神とあがめられ、おふでさき九号によれば、《月日よりやしろとなるを二人とも べつまへだてゝをいてもろたら 九-5》の中の「やしろとなるを二人とも」を見ても判るように、月日親神が、神の社となる二人、即ち、教祖と小寒様とを見立てられたということは、小寒様を後継者と見定められていたのに、明治8年9月27日に、39才という若さで出直されてしまった。

その後、天理教婦人会や女子青年の方々の心の中に、ほのぼのと生きては来たものゝ、余りにも資料がなさすぎる。たゞ私達の目に触れるものとしては、東講堂に飾られている嘉永6年大阪布教の絵と、十三峠にある中央大数会長柳井徳次郎先生の「小寒様を敬いて」の碑位であらうか。教会本部発行の『小寒様小伝』も市販されていないのもふしぎである。

小寒様をめぐるいろ／＼のことが心の中をよぎる。さて、それこそ取るものも取りあえずという意気込みで自転車を飛ばして、村屋神社に着く。

お茶を頂き乍ら、この一年間の吉田先生の苦労話に華が咲き、そのあと、立派に整理された、森屋神社所蔵文書目録を出して下さった。『社寺・宗教』の中に

No 二六二 神道裁許状 長上家頭役 某社・中山小嘉舞 元治元・2

とあるものを早速、震える手に左頁の図のような裁許状を見て頂いた。

守屋「沢山の天理教の資料の中で、これが二通だけ残っていたことがふしぎです。秀司さんの裁許状は大和国山辺郡庄屋敷村と、住所が書いてあったので判ったが、これは、中山小嘉舞 と名前だけだったことが、先代宮司時代に、上○嘉○先生が見落したのではないのでしょうか。何しろ、沢山の古文書があったのですから。」

小松崎「今、私は修養科の講師をしているので一週間程お借り出来ませんか。」 守屋「いゝですよ。」

と快く、この貴重な資料をお借り出来た。守屋家と中島家とが親戚とのことで、人脈の尊さをしみじみと感じさせられた。

次の日、修養科掛長の吉○先生にお見せしたら、庶務課長を通じて、平○主任に見せるようにといわれる。

写真とコピーもOKとの由を申し添えると、修養科職員室内はたゞならぬ雰囲気となる。早速に道友社のカメラマンは来るし、史料集成部の方々の出入りがはげしくなった。

一週間という約束だったので、次の日曜日(7月5日)に村屋神社に返しに行くと、

守屋「小松崎さん、丁度いい。天理大学の先生らしい人が、学生を連れて来ていますので、御一緒しませんか。」といわれる。その時、天理大学の先生と思われた人は、なんと、史料集成部の梶○国○本部員ではないか。守屋筑前守の系図を前に、いろいろ質問しておられたが、守屋「今、修養科一期講師の小松崎さんから返してもらった、子寒さんの資料ですが、これが現在、当神社に残っている唯一の天理教の資料です。」

梶○「えッ、本当ですか、一寸拝見。写真とらしてもらってもいいですか。」

早速、同行の道友社のカメラマンがシャッターを切った。それで、そゝくさと帰られようとしたから、私はふと、これは、この裁許状の出所と、ものゝ真偽をたしかめに来たのだナ、と思った。

今迄、五、六十年間、本部が沢山の金を使い、それこそ屑屋のホゴ紙から、襖の下張りに使用した和紙に書かれてあるような古文書迄も集め、教祖に關係のあった方々を、それこそシラミつぶしに当って収集し、殆んど完璧に近い姿の教祖伝を『稿本天理教教祖伝』として、教祖七十年祭の時に発行したのだ。

もし、この中山小嘉舞の裁許状が本物となれば、慶応三年、秀司先生が吉田神祇管領より頂いたものより三年も古いことになる。さらに、出処が、当時、大和国神職取締役の守屋筑前守の所であるとすると重大な事になる。即ち、稿本教祖伝の一部改訂にまで発展するのではないだろうか。

免に角、これは本部に寄贈して頂きたいと念じ、中島さんに依頼してみた。

中島さんは、「お互いに神様同志だから、金銭でのやりとりではなく寄附してもらおうよう、守屋さんに話す」といつてくれていたので、思い切って宮司さんに話したら、気持よくOKして下さったのには、感激した。

守屋「何故、小寒さんの裁許状がうちにあるのか判りません。でも、筑前は、大和国神職取締役だったので、何かの不都合で預ったのでしょうか、もう百年以上も経っています。本部に治まるのが本筋と思います。」

と、すが／＼しく言われた。

教祖關係の古文書類には、凄く高価で本部へ売り付ける人があると聞いてはいたが、守屋先生の信仰者としての真摯な一面をうかがうことが出来て嬉しかった。

資料は無料で譲られ、再度出会った梶○氏に話し、彼は胸に抱いて本部に帰った。

早速、その裁許状を押し頂き(コピーを元の書類袋におさめ)帰途につくと、そこから一キロ位離れた、武蔵の大師(教祖が、安達照之丞の黒疱瘡平癒の為、願をかけられた処)の前で、バツリと先程の史料集成部のワゴン車に出合った。

小松崎「梶○先生、先程の裁許状を本部へ寄贈して頂くことになりました。」

梶○「エッ。本当ですか。」

一瞬、先生の顔が真赤になった。驚きと喜びと感激とが重なり合ったのだろうか。

梶○「では、何時頂きに行けば良いのですか。」

小松崎「今、こゝにあります。」 梶○「エッ。そこに……………」

さっと両手を差し出された。

小松崎「私は、修餐科の一期講師ですので、明日、主任を通してお渡しします。」

梶○「今、すぐ、どうかお渡し下さい。これから若い者達を連れて、稗田の大師(先程の武蔵の大師と同じく願をかけられた処)を巡り、教祖の史跡見学をするつもりでしたが、すぐ本部へ帰りますから。」 その間、梶○先生は両手を差し出されたまゝだった。

私は、もう一度、念を入れて写真を取ってからと思ったが、百十七年間文字一つと村屋神社の宝物として、古文書の中に身をひそめていた小寒様の裁許状が、今こそ水を得た魚のように息を吹きかえし、本部に帰ってゆくんだなあー、と思いすぐにお渡しした。裁許状の名前は

中山小嘉舞

吉田神祇管領の名前はさすがである。「小寒」より「小嘉舞」の方が、喜びに満ちた可憐な乙女の舞を見る如くである。

その裁許状を大切に胸にだいた、梶○先生一人を乗せた車は、それこそ宙を飛ぶ天馬の如く、お屋敷めがけて私達の視野から消えて行った。

主が去った史料集成部のワゴン車は稗田の大師へと向ったが、私共三人は、今日一日の激的な出来事が、余りにもスラ／＼と運んだことにつき、信じられないような虚脱感に襲われ、武蔵の大師の拝殿に坐り込んでしまった。

裁許状について、本部の反応は何もなかったが、『御水屋敷人足社略伝記』にこれについての記述があるのを発見した。

昭和56年7月5日(日)は、記念すべき日であったが、その後、史料集成部からは何の話もなく、天理時報にもニュースとしては取り上げられていなかった。あれ程、興奮して受け取られた史料集成部の梶○国○先生はどう判断されているのだろうか。この貴重な資料に対して本部の見解を知りたいが、これは後の楽しみとして、講師一同は、そのコピーを記念に、○○期の修養料を修了した。

その後、この裁許状の解説を、専門家に依頼したところ、次の通りであった。

《中山小嘉舞の裁許状(全文略)》

この裁許状につき、その後も各方面に当たってみたが、中々、明解な答が得られないまゝ丸一年が経った。

その頃、手元にあった「御水屋敷人足社略伝記」という古文書のコピーを、亡父が解説して、一冊の本に綴じてくれてあったのだが、それを読んで血の気がサーッと引いていくのが判る程の驚愕を覚えたのである。

それは、水屋敷事件で、異端者といわれた飯田岩治郎の伝記を元麴町支教会の板倉喜代平(松操と号す。埼玉県蕨市住)が、感激を以て明治30年に書き記したものであった。

飯田岩治郎については、天理教史参考年表には、明治30年、飯田岩治郎むほん。とあり、私は只、悪というイメージが心に残っただけで、詳しくは知る由もなかった。

しかし、その本より伝わって来るニュアンスは、お道の謀反人という感じは全くなく、文久・元治年間の教祖の生き／＼としたお救いの状況の中に、教祖より「人足社」の理を許された飯田岩治郎を通して、かえってお道の黎明期をはっきりと認識することが出来た。

そして、文中(御水屋敷人足社略伝記)に、本号で取り上げる、中山小嘉舞の裁許状に関係する所を発見したのである。

『御水屋敷人足社略伝記』(冒頭より、吉田より出たる2通の許し云々まで一全文略)

『稿本天理教教祖伝』(教祖が飯田家に行かれたことを記した文一全文略)

『稿本教祖伝』には、裁許状関連の部分が二つに分けて記載されている。豊後は上役の守屋筑前に話を通さず書類を作成し、「こかん」宛も豊後の考えであろう。

後者(『稿本天理教教祖伝』)を要約してみると、

イ 並松村の稻荷下げする行者が二両二分無心に来た。文久二年頃

ロ 並松村の医師古川文吾が、奈良の金剛院の僧をつれて、飯田家にいる教祖を尋問しに来た。元治元年二月と、二つの事件に分けていることが判る。

この件に付き、青地農が、「天理教」(昭和43・弘文堂新社刊)に

一文久四年の正月にも古川某という医師が奈良の金剛院の山伏と連れだって、安堵村の飯田家に滞在中のみきを訪ね、難詰をくわえたことがある。このときの様子は、くわしく伝わっていない。のちに飯田岩治郎が水屋敷事件をおこして天理教を離れたので、聞き書きがとれなかったのであろう。一

とあるが、安堵村に関した出来事は、沓として霧の中に没してしまっただけであらう。

さて、略伝記の引用部分最後の箇所一耳に入り云々ありたる事は略す一という所を推測してみよう。

飯田家より三両出さした理由は、その折、教祖より「水屋敷」というお助け場所の理を許されたため、場所代という意味からだらうか。教祖より五両(飯田家立て換え)預かった。ところが、見ぬき見通しの教祖は、古川豊後がそのお金を、吾がものにすることは知っておられたので、

老婆には彼等はお金がほしいのやから、マー、まかしておいたがよいと笑いおられしが、程なく御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり

とあるように、吉田神祇管領の事務取扱いをしていて、豊後守という守名をもらっている関係上、大和国神職取締役の守屋筑前守に話を通さず、適当に自分で書類を作り、一般的な裁許状と異なる「頭役」という名で捺印して持参している。

中山こかん宛にしたのは、教祖の威力に恐れをなしてか、当時、すでに教祖の名代として、御言葉も下がり、お取次ぎをしていたので、古川豊後が考えたことであらう。(明治になり守名廃止により文吾と改名したのだから、元治元年時代は、古川豊後である。一小松崎註)

筑前は直にこの事を知り、裁許状を没収した。ただ、すぐに破棄しなかったのはこの書類の効力はあったからであろう。これにより、筑前は教祖に関心を持ち始めたのである。

ところが、直に事が露見して、古川豊後は守屋筑前守に叱責を受け、この裁許状は没収となった。

でも、全くのインチキのものであれば、その場で破棄するべきものだが、只、筋を通さなかったというだけのことだから、この裁許状の効力はあったのだらう。

それで、そのまゝ百十七年間の眠りについたのである。

これにより稿本教祖伝の、イ、ロと二つの事件が一つに繋がり納得がいく筋となるようである。

この時以来、筑前守は近頃とみに人気の高まっている、庄屋敷村の狐つきといわれている教祖に関心を持ち始めたのであらう。

元治元年といえば、お道も永い暗黒の時代からようやく抜けて、後の高弟達がぞく／＼と入信した黎明期へと入った時である。そして、この秋、最初のつとめ場所のふしんが行われた。

その上棟式の次の日、有名な大和神社事件が起きて、次第に庄屋敷村を中心に信仰の輪が大きく拡がりていくことを見て取った筑前守は、教祖にお目通りして、すっかりその威力に感服してしまったため、自ら進んで京都の吉田神祇管領へ、布教許可証である裁許状の申請の労を取ったのである。それが、本部に現存する秀司治繁名儀の裁許状である。

このことに付、上○嘉○先生は、「復元32号」（御教祖伝史実校訂本中二）に

慶応三年、天理王明神許可の事は、従来極めて、簡単に扱われて居るが、事実、前後少くとも二三年を費した苦心運動の結晶で有って、当時に於て、初めて花の都へ上って公認を受けるといふ事は、気分の上に於ては、後年の一派独立の喜びに比すべきものが有ったらうと思う。従って、当時に於て、直接、この運動の衝に中られた、秀司先生の御苦心、御努力は、後年の独立運動に於けるよりも以上で有ったと思われる。

と述べられている。

この裁許状の件により、筑前と秀司が急速に接近し、慶応3年の秀司名義の裁許状につながるのである。

以上、考えあわせると、この中山小嘉舞の裁許状の件により、大和神社事件後の慶応元年頃から、秀司先生と筑前守が急速に接近し、慶応三年の裁許状交付の引き金になったことは間違いないことと思う。

そして、いよ／＼お道は神道色を濃くして、排仏毀釈のはげしい明治時代へと入って行くのである。

それまで、善右衛門といわれていた方が、この時以来、秀司という名を用いるようになったようである。

吉田神祇管領の沢山の資料が、終戦直後に、又、村屋神社の天理教関係の資料が、それこそ「守屋文庫」として出来る位、前宮司時代に、天理図書館に入ったとのこと。専門家に調べて頂ければ、元治元年から慶応にかけての裁許状の交付の状況が判るのではなかろうか。

天理図書館の蔵書にも含まれていない程の貴重本である「御水屋敷人足社略伝記」を、ふしぎな御縁で入手したのであるが、これと、百十七年の眠りから覚めた、中山小嘉舞の裁許状が重なり合って、元治元年時代に複合的な光を当てたことは、教祖伝研究者の上に、大きな衝撃波を与えたことは事実である。

それは、教内はもとより、教外に於ても、宗教学者の村上重良先生が、『仏教と日本人』（春秋社刊・昭63）の「天理教の神道と民衆救済」の項の中に、この裁許状を写真入りでのせていることでも判る。

或る歴史家が、次のような言葉を述べていることが、あらためて実感として胸に迫って来るのである。

「生活の展開が要求すると、死んだ歴史も蘇えり、過去の歴史も二度現在のものとなり得るものである。」

「老婆より五両、飯田家より三両受取帰られたり」

【五両は、極々大雑把に40万円位、8両は60万円位】

8両は高い！

- ① 8両という金額は、裁許状取得の適正価格か。
- ② この頃教祖は五両という金額を自由に出来たのか。

8両の現在の価値

金1両は現代で約75,000円です。

計算式

- 1.一石は150kgです。
- 2.現代のお米の相場を5kgで2,500円とします。
- 3.この相場のお米一石の金額は、 $150\text{kg} \div 5\text{kg} \times 2,500\text{円} = 75,000\text{円}$ です。
- 4.江戸時代、金一両でほぼ一石の米が買えたので、 $\text{金一両} = \text{一石} = \text{約}75,000\text{円}$
(ネット「度量衡講座」より)

$$75,000\text{円} \times 5 = 375,000\text{円} \approx 400,000\text{円}$$

資料1 中山小嘉舞名義と同内容の神子裁許状の取得費用は当時、装束と神事両方あわせても二両から三両であり
(『あらかきとうりょう149号』P114.天理教青年会本部出版部.1987)

資料2 吉田家に入門するについては、相当額の費用がかかる。俗人の入門に金三歩と役銀二五匁、風折鳥帽子浄衣を許されるのに金三歩かかるのである。それだけでなく、村役人の承諾を得たり、代官所での費用、京都での滞在費、装束の購入などが必要である。
(「吉田家の大和国の神職支配と天理教」P129.幡鎌一弘.『教祖とその時代1991.道友社』)

$$\text{金1両} = 4\text{分(歩)} = 16\text{朱}$$

①について⇒資料1、資料2から大目に見て4両もあれば十分ではないかと思われる。教祖の「彼等は金がほしいのやから」という表現がピッタリで、だいぶ高い金額であると思われる。

② この頃教祖は五両 (40万円位) という金額 を自由に出来たのか。

資料1 「御神前名記帳」



「御神前名記帳」⇒慶応3年4月5日から、同年5月10日にわたる参拝者の記録帳。この期間(36日間)に、延べ2175名(男1008、女1131、不明36)以上が参拝している。参拝者の大半は奈良県内。一日平均60余名、最も多い日ー4月26日156名、最も少ない日ー4月22日9名。(『改訂天理教事典』P345)

「御神前名記帳」に記載されている人々は、こっそり、ひそやかにお願いに来た人々ではないかという感じがある。そして村々では下層にある人々ではなかったかという気がする。

何村の誰某と名のおった人は、まず一人も出ておらない。十中八九分までは、一時限りの願人で、三十五日間の間だが、二度三度名の出ているものは、あるにはあるが、まことに少い。十二年後の「天輪王講社名簿」に名の載っている人、信仰をつづけた人は、あるにはあるが、数は少ない。村の他の人々(少くとも村の役もちの人たち)に知られんように、秘かに願い来た人々のような感じがする。

郡山藩、小泉藩、柳本藩、芝村藩の藩士(御家中)の名も見えるが、これとても御家中の妻の名で、子供のことの願いに見えたようで、一ぺん限りである。芝村御家中寺見(?)氏は、芝村藩の関係者に調べてもらったが、そんな名は知らんところ、偽名であろうかと思われる。

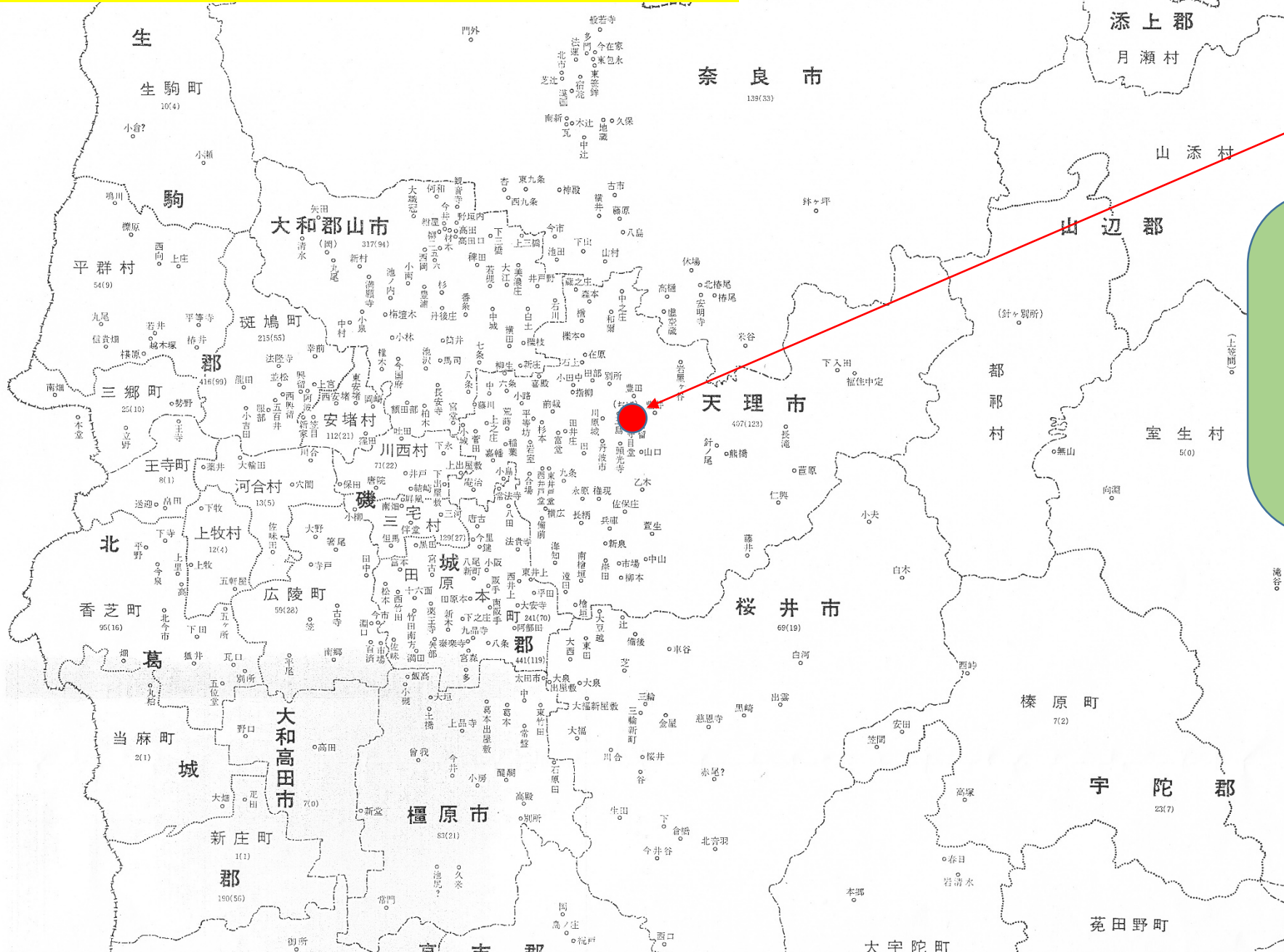
矢部村などは「矢部村講中」などの文字も見えて、当時、講を作って、堂々とお詣りに来たものと思われる。また竜田村、法隆寺村、今国府村などは、連れ立って来たと思われるが、全体としては、一人で来たと思われる記載が多いのである。

こっそり、ひそかにお詣りに来たという推定は、そういう記録からの推定である。(「『御神前名記帳』と『天輪王講社名簿』に見る信仰地域の推移」P112.高野友治「日本(やまと)文化47号」1968年1月)

資料1に名前がある人は、「下層の人がこっそりと来た」人だと高野氏は云う。だとすれば、常連さんや中、上層の人はこれには記載されていないことになり、実際の参拝者の数はもっと多かったと思われる。

「御神前名記帳」に記載されている地名

『御神前名記帳』と『天輪王講社名簿』
に見る信仰地域の推移より



中山宅
(ぢば)

奈良盆地全域から
参拝者が来ている。
文久(1861~4)年
間以前から徐々に
増えていったものだ
ろうか。

資料2 乾ふさの信仰

飯田家がある安堵村からさらに西方に行ったところに極初期の信仰者、乾ひさがいた。その信仰は飯田家よりも数年早く、一時は参拝客で門前市をなしたという。飯田家や乾家のような教祖がしばしば訪れた家でさえ、多くの人が押し寄せたのだから、人とともにお金やそれに代わる物も集まったと思われる。

次に龍田村の乾ふさ、これも早い。辻忠作先生の話の中に乾勘兵衛(ふさの子)の話が出てくるところに「自分より信仰が早いのに云々」とあり、文久元年か二年ごろには信仰していたのではないかと思う。高安大教会史によると、乾ふさは教祖様から言上のゆるしをもらったといっている。この附近の古い信仰者たちの話によると、教祖様が親しくしておいでになり、よくお立ち寄りになったという。秀司先生の奥様松枝様の仲介人になったのが、この乾ふさであったという。(表面上は息子の乾勘兵衛)。／ いずれにしても信仰が早く熱心で、この附近の中心人物ではなかったかと思う。／ 安堵村の飯田岩次郎の入信はその後ではないか。(『天理教伝道史 I』P28.高野友治.1954.道友社)



それに明治十三年ごろになると、信者層の地域も変って来て、大阪、河内の信者たちの方が、お屋敷(天理教会本部)へ行っても、羽振がよかった。金廻りがよくて、大刀打ち出来なかった一面もあったと思う。

もう一つ大きい原因は、竜田村戒下の乾ふさが、信仰活動をしなくなったことである。一時は乾家の門前は市をなしたという。そのために家業の百姓が出来なくなった。明治十年息子の勘兵衛が死んでからは、勘兵衛の妻と、孫の亀太郎が、戸を閉ぢて、病氣平癒願いに来る人々を入れなかったという。(「『御神前名記帳』と『天輪王講社名簿』に見る信仰地域の推移」P122)

「偽証をつくり渡したるに此こと早くも総取締守屋筑前の耳に入り云々」

- ① 「こかん名義の裁許状」についての教会本部の見解
- ② 幕末の吉田神社の周辺事情
- ③ 守屋筑前の耳に入ったことによるその後の展開

① こかん名義の裁許状は、村屋神社から天理教教会本部の史料集成部に渡ったのだが、教会本部は全くこれについての見解を表明していない。唯一、『中山みき研究ノート』（八島英雄.1987）の反論書として出された『あらかしとうりょう149号—確かな教理理解のために』（天理教青年会本部出版部.1987）の【第十節 古川文吾とこかん名義の「裁許状」】で取り上げている。ここでは『御水屋敷人足社略伝』についての八島氏の見解に対する反論が主であり、教会本部の見解が示されているわけではない。ただ、最後に村屋神社の史料整理をした吉田栄治郎氏のこの裁許状についての所見が記載されており、その要点は、吉田家から正式に発行されたものでない可能性が高いというものである。

この吉田所見とそれに対する青年会の簡単なコメントの部分を提示しておく。

提示文中、最後の下線部分は、八島氏が『中山みき研究ノート』で大和神社事件の際に没収されたという見解を出していることへの反論である。この議論は、今後大和神社事件説明の際にするつもりです。

(ア)「中山小嘉舞」が中山こかんと同一人物であるか否かは不明である。

(イ)中山小嘉舞名義の「裁許状」は神主用、神子用の二種類あるうちの神子用のものであり、形状、書式、印璽等、吉田家の機関から出されたものである。但し、吉田家当主が発行したものではない。吉田家内の役人が主に無断で出した実例もある。文政十年に、和泉国和泉郡で篠田神社にかかわる神号の免許について、吉田家正式機関が知らない間に、吉田家の役人が独断で発行したという事実がある。なお、神子用であるから、神社、講社を主管することはできない。神社を主管する神主のための裁許状は男子のみに下付された。

(ウ)古川豊後は神子であり、神子には一般に守名はでてこないから、「豊後守」は自称と考えられる。そのような古川豊後の斡旋によっては、吉田家公式の役所を通して正式に申請下付が行われた可能性は皆無である。正式の申請下付は、こと大和国の住人に関する限り、この年代においては大和国神道総取締役である守屋筑前守を経ずして行なうことはできなかつた。

(エ)従って、『水屋敷略伝』の記述が事実であるという前提に立つ限りにおいては、この「裁許状」は吉田家の表玄関である「御広間」を通しての正式な手続きを経たものでなく、豊後が吉田家の役人とつながって、不正なルートで「正式の様式をもったもの」を入手したものであると推定することは可能である。当時は吉田家内にも乱れがあった。実例のあることは(イ)に述べた。

(オ)中山小嘉舞名義と同内容の神子裁許状の取得費用は当時、装束と神事両方あわせても二両から三両であり、そこに、八両もの金が動かされているとするならば、やはり不正なルートが介在していたのではないかという疑いが生じ得る。

(カ)従って、この出来事は、現在の段階では断定することはできないが、古川豊後が天理教祖から何がしかの金を無心し、にせの「裁許状」が水屋敷に届けられ、それが守屋筑前守の手にわたり、そのまま没収されたものである可能性が高いと考えられる。

(以下は、青年会の見解)

／ 以上、先に論じたごとく『水屋敷略伝』の記述に沿って検討した場合において、八島説の成立する余地は見出せず、更に小嘉舞名義の「裁許状」に対する吉田所見においても、不正な裁許状が水屋敷に届けられ、そのまま守屋筑前守に没収された可能性の高さが指摘される時、八島説が根拠なき主張であることは、明白というべきであろう。おやしきに「裁許状」は届かなかつたのである。

「秀司」のも「こかん」のも、偽ものだ、本ものだというレベルのものじゃない！ ← 八島氏の見解

そして免許証が二月に届いた、その免許証の写真を見ますと、小寒さんの免許証がある、そして後に慶応三年に秀司さんの免許証が取り直されたというのですが、ここに偽ものということが水屋敷文書に出てくるのです。守屋筑前守が、これは偽ものであると言って取り上げたということが書かれています。

慶応三年にとったのが本ものであり、小寒さんの元治元年のものが偽ものだということにつきましては、ここに署名の判が違うということも一つの根拠になっているわけです。

ところが最近になりまして、本部が以前に京都の吉田神祇管領の古文書を全部買ってきまして図書館に置いてあるのを調べました。そして秀司先生の免許証の控えを探したわけです。

そうしたら本部の某先生が、

「八島君、あれは、天理教のほうでは秀司さんの許可証として大変なもののように言っているけれども、吉田神社にとっては、あんなものは何でもないらしく、控えも何もないんだよ、それはお公家さんとか有力な武士などが免許をとった控えはあるが庶民のものなど何もないんだよ」

と、今年になって私に教えてくれました。

そうになってまいりますと、両方とも控えがないという点では同じなのです。

それからもう一つは、藤原隆易文化十一年、義金天保十三年、儀一慶応元年という多分三代の人の、吉田神祇管領家直々に署名した許可証が手に入ったのですが、その判を見ますと、小寒さんの免許とも、秀司さんの免許とも違うのです。

ここには、神道管領長上ト部朝臣誰々というように、それぞれの時の長上の名が書き判(花押)で書いてあって、パタンと判が押してある。ところが下役たちの出した秀司さんの免許も小寒さんの免許も、署名はないわけです。ただ吉田神祇管領でポンと判が押してあって名前が書いてない、こういう形ですと、これは両方とも下役が出した免許証で大して権威のないものと思われるのです。

ということになりますと、これは法隆寺あたりの古川豊後守、また守屋神社近辺の守屋筑前守、どちらもがあっせんして許可をとれる形であって、偽ものだ、本ものだというものではないと思うのです。(『ほんあづま』№198.P31.1985)

幕末の神社界—吉田家に対抗する白川家 (本来の祭祀を司る役所の長官)



神道者 神道の呪文を唱えた報酬として
門口で銭を受け取っている (『永暦大雑
書天文大成』大阪歴史博物館蔵)

元禄の経済成長は、社会に勝ち組と負け組を生み出し、都市の社会をも大きく変化させた。格差が広がった農村では、耕地を集積する大地主が生まれてくる反面、年貢が払えず土地を失う者が増加した。そのような農民の中には、村を捨てて都市に出て、その日その日の活計の道を得て、糊口を凌ぐ者もあった。都市でも、商機をモノにした者は富み栄え、できなかった負け組は社会の底辺に沈んだ。負け組たちが形成した都市の下層社会には、比較的労働が楽な宗教者まがいの人々も増えてきた。“神道者”と呼ばれる人々も、そんな社会から現れてきた人たちだ。“神道者”とは、神職の出で立ちをして、神道の呪文を唱えて家々をめぐり、餐銭や米を恵んでもらって活計の道とする人々だ。“神道乞食”と呼ばれることもある。当然、専属の神社などない。都市の片隅の裏長屋に住んで、日々を重ねる人たちだ。

都市下層民の増大は、“神道者”のほかにも、占いを生業とする“陰陽師”や、遠隔地寺社への参詣を代行する“願人”など、さまざまな都市下級宗教者を産みだした。日に日に増大する彼らは、都市社会の中で限られたパイを奪い合いながら生きてゆかなければならなかった。だから、相互の争いが絶えなかった。バックについてくれる権威がほしい……。これが彼らの共通した希望だった。この要求をいち早く察知し、神職まがいの下級宗教者を配下に取り込んだのが白川家だった。(『吉田神道の四百年』P194.井上智勝.2013.講談社. 左の絵も)

白川家に対抗して下級宗教者に手を伸ばす吉田家

なりふり構わぬ白川家の新規市場開拓に、吉田家も危機感を強めた。このままでは、いずれ白川家に抜かれてしまう。新興のライバルの急成長に加え、考証主義と朝政復古の潮流渦巻く中、既得の権益を守ることすら覚束なくなった吉田家は、誇り高さ神職本所の衿持を捨てることを余儀なくされた。吉田家もまた、積極的に宮座など神社に関わる一般人や“神道者”ら下級宗教者までも、配下に取り込むべく活動を展開する。役人を各地に派遣して、入門を促すこともした。かくして、吉田・白川両家の配下獲得競争は止まるところを知らず、幕末まで展開してゆく。これによって、日本に存在する多くの神社関係者が、吉田家、さもなければ白川家という公家—天皇に仕える朝廷の構成員—と関係を持つことになったのだ。そして、このことが、日本の近代国家形成に意外な影響を与えることになってゆく。(『吉田神道の四百年』P198)

幕末には、吉田家も白川家に対抗して、本来ならば宗教者とは呼べないような「神道者」にまで手を伸ばしていたのだ。その中に、「中山小嘉舞(こかん)」や「秀司」も入っていた。ただそれは、吉田家や白川家を通して、本来ならば天皇家と関係のない宗教者までもが、天皇の神のヒエラルキーの中に取り込まれることでもあった。

本来の祭祀を司る役所の長官

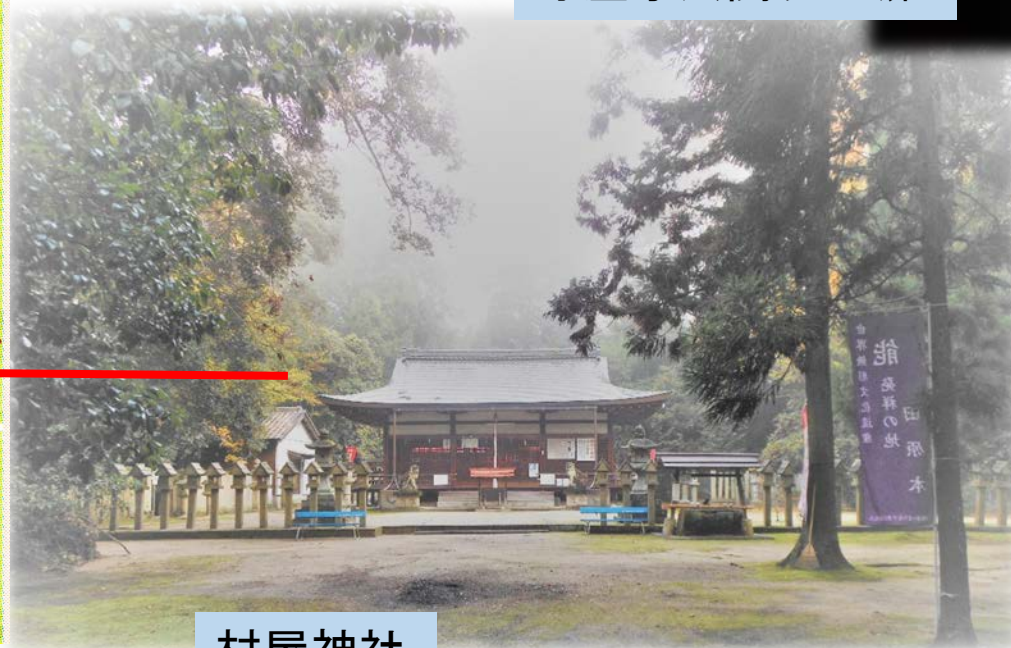
白川家(しらかわけ)は花山源氏を出自とする堂上家である。花山天皇の皇孫の延信王(のぶざねおう)が源姓を賜り臣籍降下して神祇官の長官である神祇伯に任官されて以降、その子孫が神祇伯を世襲するようになったために「伯家」とも、また、神祇伯に就任してからは王氏に復するのが慣例であったことから「白川王家」とも呼ばれた。／室町時代になると、代々神祇大副(神祇官の次官)を世襲していた卜部氏の吉田兼俱が吉田神道を確立し、神祇管領長上を称して吉田家が全国の神社の大部分を支配するようになり、白川家の権威は衰退した。江戸時代に白川家は伯家神道を称して吉田家に対抗するも、寺社法度の制定以降は吉田家の優位が続いた。(「ウィキメディア白川家」より)

③ 守屋筑前の耳に入ったことによるその後の展開

森本筑前守と村屋神社



守屋家玄関及び塀



村屋神社



森本筑前守木像(守屋家蔵)

森本筑前守 — 大和の吉田家配下神職の取り締まり役

明治維新以前に神仏分離・廃仏毀釈を実践し、境内から仏教色を排除

森本筑前守は幕末大和の神道家として、卓越したオルガナイザーであり、イデオログであった。まず、筑前守のオルガナイザーとしての才能は、天保末年ごろから、—中略— 祭祀権論争の調停に入り、各神主家の吉田神道家入門への仲介の労をとり、大和国内での吉田神道の勢力拡張に働き、同時に主として神宮寺の別当僧や宮座に対して神主側の立場を守り、その当該神社内での身分を確立することにおおいに発揮されたのであった。

そして、天保十一年(一八四〇)に早くも蔵堂村浄福寺から神主家の離壇(寺の檀家をやめ、神道宗旨として、葬祭を自らの手でおこなうこと)をはかり、この際には成功しなかったが、安政六年(一八五九)七月になってついに念願の筑前本人と嫡子及び妻と母四名の神道葬祭を獲得したのであった。この家族神道葬祭は一・二の例外を除いて大和国では最も早い離壇であり、森屋郷中との祭祀権論争をつうじて、彼の思想が在地の伝統的な祭祀構造の中に安住できなくなっていったことがうかがえるのである。／ また、天保三年(一八三二)から同十一年(一八四三)までの十二年間の長期にわたって、当時白川神道家の大和国触頭であった宇陀郡高塚村八咫鳥神社神主河合摂津らによる森屋郷への教化活動との対決するとともに、嘉永二年(一八四九)には村屋座弥富都比売神社祭祀の主宰権をめぐる神宮寺別当僧や森屋郷中と争い、ついには神宮寺別当僧の境内地からの退去をかちとったのであった。

そしてこの間、嘉永元年(一八四八)十二月には、大和国の吉田家神祇道示諭方に任命され、大和一国の吉田家配下神職の取り締まりにあたった。そして、同五年(一八五二)三月には朝廷から正式に従五位下の位階を与えられている。また、はたしてこうした職が吉田神道家内部にあったのかどうか今のところ確かめ得ないのだが、文久元年(一八六一)正月には吉田家大日本諸国神祇道取締り方に就任したと伝えられるなど、幕末から明治初年にかけての吉田神道の理論的・実践的指導者としてめざましい活動をしたのであった。 —中略—

ところで、社僧の退去と神宮寺の廃寺は、当然のこととして境内地からの仏教色排除をもたらしたに違いない。確固とした神道理論に裏付けされた、明確でかつ直截的な行動力を持つ筑前守は必ずそれを実現させたであろう。／ 安政六年(一八五九)の離壇とともに、境内地からの仏教色排除に成功した筑前守は、神仏分離・廃仏毀釈運動が政策的な保証を受けて展開し高揚する十年以上も前に、自らの力によって森屋社祭祀のなかに実現させたのであった。

(「森本筑前守」『あらきとうりょう』153号.P103.吉田栄治郎.天理教青年会本部出版部1988)

「教祖は初め仏で行こうとしていたのを、 守屋筑前さんがひっくり返したのや」

守屋家の子孫に伝わる話

私たちが調査を進めていくに従ってわかったことは、教祖は最後まで仏教系の神名を教え続けられ、仏教思想として理解させようとされたということです。確かにこのほうが皆にわかるわけです。

— 中略 —

最近、奈良の地元の人で、守屋筑前守の親戚に当たる人が調査に当たってくれまして、守屋神社に行ってくれました。

そういう調査をお願いしたときに、守屋筑前守の子孫の今の宮司さんとそのお母さんとの会話を聞いてびっくりしたのです。

そのことを私のところへ早速報告に来て下さいまして、私をつかまえて、「先生、これから私の言うことを聞いて怒っちゃいけませんよ」と言うのです。どういうことですかと尋ねたら、

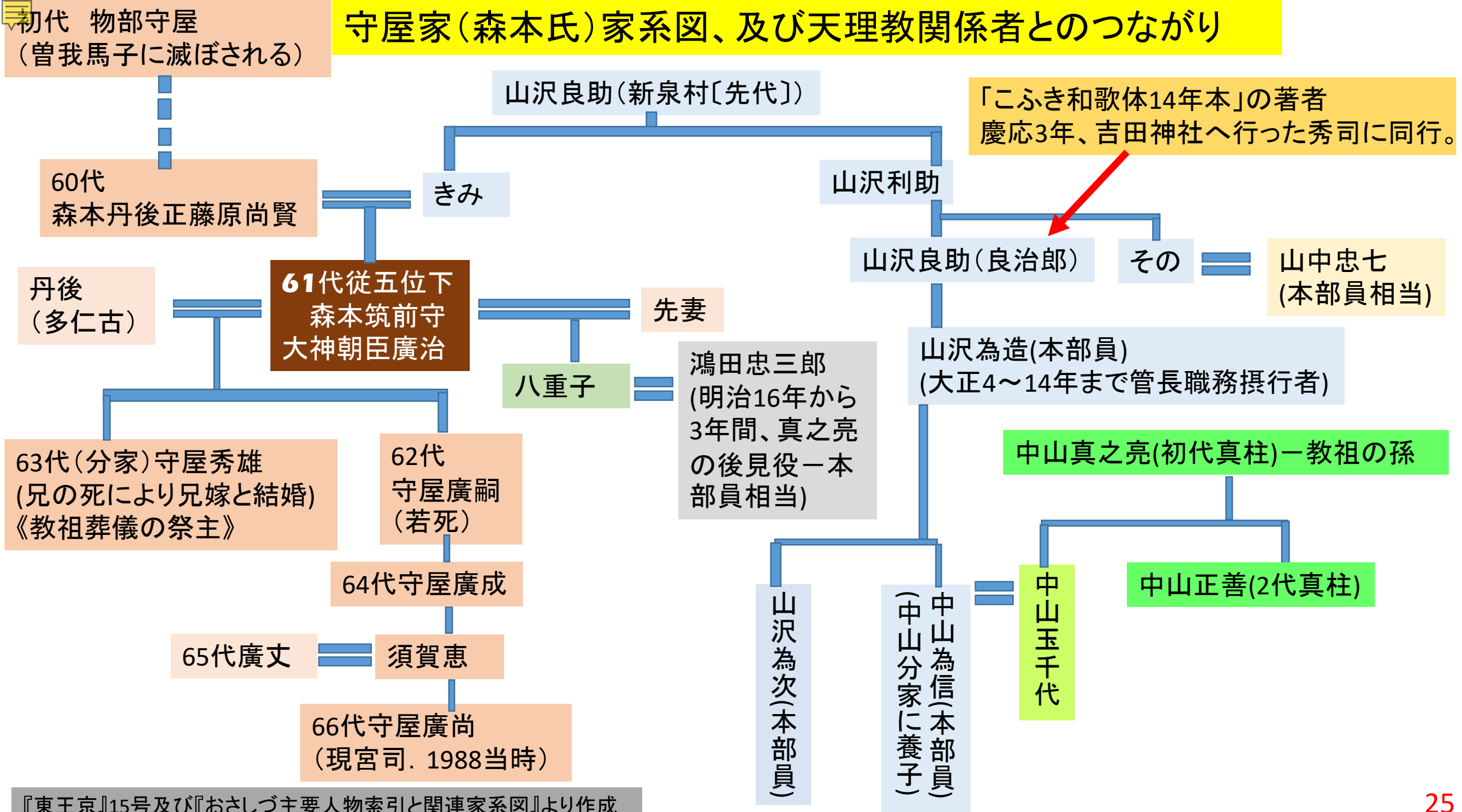
「教祖は初め仏で行こうとしていたのを、守屋筑前さんがひっくり返したのや」という話を現在の宮司さんとそのお母さんとでやっていますというのです。

私らといたしますと、教理の上から、教祖は多分そうであったのじゃないかと推測はしていたのです。けれども守屋筑前守と教祖との問答というのは慶応年間に行なわれたものなのです。

その守屋筑前さんの息子さんが守屋秀雄という人で教祖の葬儀の齊主をやった人です。その人の孫さんがその宮司さんのお母さんですから、筑前さんから数えて四代たっていますので、到底慶応元年のことなんか調べようがないとあきらめていたのです。

ところが宮司さんの家のほうにそういう会話が言い伝えられていたのです。向こうのほうから言って下さったのです。
(『ほんあづまNo169』P11. 1983)

守屋家(森本氏)家系図、及び天理教関係者とのつながり



森本(守屋)筑前守と「天理教」との関わりは、 深く、重い

明治維新前から、神主家の離檀(寺の檀家をやめ、神道宗旨として、葬祭を自らの手でおこなうこと)をはかり、社僧を退去させ神宮寺をなくして、境内地から仏教色を排除した筑前守にとって、教祖(中山みき)の活動を神道の中に取り込んでいくことはあまりにも当然の事だったろう。

こかん名義の裁許状が出された元治元(1864)年、筑前守のいところにあたる山澤良治郎(良助)が姉その(山中忠七妻)の病気がきっかけで入信した。

良治郎は、翌年の慶応元年10月には、筑前守の代理として、助造事件に立ち会うため、針ヶ別所へ出かけている。

その後、良治郎は慶応3年の秀司名義の裁許状を取りに秀司が京都に行ったとき同行し、秀司が明治14年に没してからは、年若い真之亮の後見役となった。

明治16年に良治郎が亡くなると、筑前守の娘の夫である鴻田忠三郎が、真之亮が成人するまでの3年間、良治郎に替わって後見役となる。

時代は下って大正3年、天理教管長になっていた真之亮が没すると、まだ11歳であった正善氏の管長職務摂行者に山澤良治郎の息子、山沢為造が大正14年まで就いた。

こかん名義の裁許状から始まった森本筑前守と「天理教」との関わりは、思いのほか深く、重く、重くと思わざるを得ない。